

岐阜県公報

第二千四百七十号
平成二十五年八月十三日
(火曜日)

目次

告示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し
○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関
(税務課) 五四七^{ページ}
(保健医療課) 五四七

公示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請
○高山都市計画の図書の縦覧
(環境生活政策課) 五四八
(都市政策課) 五四八

告示

岐阜県告示第三百九十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十五年八月十三日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社ヤマイワ	虎澤 藤雄	土岐市土岐口中町四丁目五九番地	平成二五・六・三〇

岐阜県告示第三百九十六号

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第七号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

平成二十五年八月十三日

岐阜県知事 古田 肇

公益社団法人岐阜県看護協会

公益社団法人岐阜県歯科医師会

公益社団法人岐阜県バス協会

公立学校共済組合

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 社団法人全国社会保険協会連合会 一般社団法人岐阜県LPガス協会 一般社団法人岐阜県医師会 一般社団法人岐阜県病院協会 一般社団法人岐阜県薬剤師会 一般社団法人岐阜県トラック協会 岐阜県医薬品卸協同組合 学校法人朝日大学 国立大学法人岐阜大学 医療法人香徳会 社会医療法人厚生会 社会医療法人蘇西厚生会 岐阜県厚生農業協同組合連合会	四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市根本町二丁目三番地 五 定款に記載された目的 この法人は、障がい児・者及びその家族に対して、福祉の増進を図りながら、共に生活する地域社会づくりに寄与することを目的とする。 ○特定非営利活動法人の定款変更認証申請 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。 平成二十五年八月十三日 岐阜県知事 古 田 肇
公 示 ○特定非営利活動法人の定款変更認証申請 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。 平成二十五年八月十三日 岐阜県知事 古 田 肇 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月二十四日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人多治見ひなたっこ 三 代表者の氏名 水野 京子	一 申請のあった年月日 平成二十五年七月十七日 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふるさと金山 三 代表者の氏名 佐古 保 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市金山町金山二三〇一番地三 五 定款に記載された目的 この法人は、ふるさと「金山」の歴史・風土・自然・生活・文化等を再認識し、地域の人材や資源、ネットワークを活用することにより、子育て支援、健康づくり支援、高齢者福祉の充実、官民パートナーシップの推進及び市民の手による住みよいまちづくりに関する事業等を行い、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。 ○高山都市計画の図書の縦覧 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 平成二十五年八月十三日 岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

高山都市計画道路

三・四・十号 雁川原線

三・五・十五号 緑ヶ丘線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

平成二十五年八月十三日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社